

令和3年7月9日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県嚴重警戒措置を受け
公共施設の利用時間短縮等措置を継続します。**

豊川市では、愛知県まん延防止等重点措置解除後の愛知県嚴重警戒措置の発出を受け、公共施設の利用時間等について7月11日までとしていたこれまでの措置を延長します。

記

1 利用時間（変更なし）

通常時午後9時以降の利用が可能である施設について、午後9時まで。

2 利用者の上限（変更なし）

収容定員に対して50%以下

（ただし、大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合は100%まで利用可。）

3 飲食を伴う行事等（変更なし）

不可（ただし、個人で用意する水分の補給を除く。）

4 期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月11日（水）まで

※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

（施設利用制限等に関すること）

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。